告　　示

○法務省告示第三百六十号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を次のとおり告示する。

平成二十二年七月十三日

法務大臣　千葉　景子

一　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容

名称	所在地	実習内容
平田化工株式会社	埼玉県坂戸市大字小山五十七番地三	プラスチック成形

二　対象となる者　平成二十二年七月十三日から三年を経過する日までの間に本邦に入国する者

○法務省告示第三百六十一号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を次のとおり告示する。

平成二十二年七月十三日

法務大臣　千葉　景子

一　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容

名称	所在地	実習内容
株式会社名南精密製作所	愛知県名古屋市南区東又兵ヱ町一丁目三十八番地の一	機械加工

二　対象となる者　平成二十二年七月十三日から三年を経過する日までの間に本邦に入国する者

○法務省告示第三百六十二号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を次のとおり告示する。

平成二十二年七月十三日

法務大臣　千葉　景子

一　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容

名称	所在地	実習内容
佐野製帽株式会社	愛知県名古屋市瑞穂区堀田通五丁目七番地	帽子製造

二　対象となる者　平成二十二年七月十三日から三年を経過する日までの間に本邦に入国する者

○法務省告示第三百六十三号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を次のとおり告示する。

平成二十二年七月十三日

法務大臣　千葉　景子

一　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容

名称	所在地	実習内容
株式会社アイコットリョーワ	岐阜県多治見市高根町四丁目二十一番地	タイル製造・加工

二　対象となる者　平成二十二年七月十三日から三年を経過する日までの間に本邦に入国する者

○外務省告示第三百三十七号

平成二十二年六月二十九日にアピアで、森林保全計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がサモア独立国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　森林保全計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　三億円

3　贈与の供与期限　平成二十三年三月三十一日まで

4　署名者

日本側　高橋利弘在サモア大使

サモア側　ファウムイナ・ティアティア・リウガ資源・環境大臣

平成二十二年七月十三日

外務大臣　岡田　克也

○厚生労働省告示第二百七十八号

児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第六条の二第一項第三号の規定に基づき、児童福祉法施行規則第六条の二第一項第三号の指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法（平成十三年厚生労働省告示第百九十八号）の一部を次のように改正し、平成二十三年四月一日から適用する。ただし、平成二十三年三月三十一日以前に指定保育士養成施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の六第一号に規定する指定保育士養成施設をいう。以下同じ。）に入所していた者については、なお従前の例による。また、平成二十三年度に新たに指定保育士養成施設又は指定保育士養成施設の学部若しくは学科を設置する場合においては、同年度に当該指定保育士養成施設に入所した者の修業教科目及び単位数並びに履修方法について、この告示による改正後の児童福祉法施行規則第六条の二第一項第三号の指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

平成二十二年七月十三日

厚生労働大臣　長妻　昭

第一条第二号中「十九単位」を「十八単位」に、「二単位以上」を「三単位以上（うち保育実習Ⅱ（実習）又は保育実習Ⅲ（実習）　二単位以上、保育実習指導Ⅱ（演習）又は保育実習指導Ⅲ（演習）

一単位以上）」に改める。

第四条第二号中「十単位」を「九単位」に、「二単位以上」を「三単位以上（うち保育実習Ⅱ（実習）又は保育実習Ⅲ（実習）　二単位以上、保育実習指導Ⅱ（演習）又は保育実習指導Ⅲ（演習）　一単位以上）」に改める。

別表第一保育の本質・目的の理解に関する科目の項を次のように改める。

保育の本質・目的に関する科目	保育原理	（講義）
	教育原理	（講義）
	児童家庭福祉	（講義）
	社会福祉	（講義）
	相談援助	（演習）
	社会的養護	（講義）
	保育者論	（講義）
2	2	2
	2	2
	2	2
	2	2
	1	2
	2	2
	2	2